## 自己資本の構成に関する開示事項(平成25年3月末自己資本比率・確定値)

【連結】 (単位:百万円、%)

【連結】		(単位	:百万円、%)
項目		経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	654,345		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	401,813		2
うち、自己株式の額()	7,581		1c
うち、社外流出予定額()	7,090		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	277		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	60,212	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入される ものの額の合計額	5,084		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入されるものの額	5,084		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	659,707		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	-	6,860	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。) の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以 外のものの額	-	6,860	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	2	10
繰延へッジ損益の額	-	1,681	11
適格引当金不足額	-	33,464	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	69	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され る額	-	-	14
前払年金費用の額	-	2,372	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	25	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に 該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	21

うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通様式に 該当するものに関連するものの額 うち、練延税金質能(一時差異に係るものに限る。)に関連するも のの限 のの間 ・ 25       ・ 24         その他Tiert 資本不足額 普通株式等Tiert 資本に係る調整項目の額 ・ 14,458       14,458       27         普通株式等Tiert 資本に係る調整項目の額 ・ 10		T	T	1		
該当するものに関連するものの額	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	2:	2	
○ 応限る。)に関連するものの額		-	-	23	3	
のの額 その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ) 14,458 28 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ) 14,458 28 普通株式等 Tier1 資本の額((イ)・(ロ)) (バ) 645,249 29 その他 Tier1 資本の額((イ)・(ロ)) (バ) 645,249 29 その他 Tier1 資本に係る基礎項目 その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31a その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目 の額に含まれる額 33+35 あ (銀行の理能子法人等) (銀行の特別目的会社等を除く。)の発 行する資本調達手段の額の合計額 51、銀行の理能子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発 - 35 総過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 514 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) 2,342 36 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) 2,342 36 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) 37 をの他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) 37 をの他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (コ) 38 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 37 をの他の額の合計額 - 37 を図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 37 をの他 Tier1 資本に係る運算目の額 - 37 をの他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 38 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 38 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 38 ク数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他を融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 40 を適措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 40 を適措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 40 を適措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 40 を適用を対象を限している他の全部機関等のその他 Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 16,801 クラち、		-	-	24	4	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額       (口)       14,458       28         普通株式等 Tier1 資本 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		-	-	2	5	
普通株式等 Tier1 資本         その他 Tier1 資本開達手段に係る株主資本の簡及びその内訳       - 31a         その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳       - 31a         その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額額       - 332         特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額       - 332         特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額にする資本に係る基礎項目の額に多えた。基礎項目の額に多えた。基礎項目の額に多えた。表別の額に含まれる。の額に含まれる。場別では、またでの他では、資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額       - 33         その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額をおります。としている他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       - 37         意図的に保有との他 Tier1 資本調達手段の額       - 37         意図的に保有との他 Tier1 資本調達手段の額       - 33         をの他 Tier1 資本調達手段の額       - 33         での他 Tier1 資本調達手段の額       - 33         での他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       - 33         うち、適格引当金不足額       - 40         方ち、施好化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       - 42         での他 Tier1 資本に係る調整項目の額       - 42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       - 42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       - 42         その他 Tier1 資本の額((ニ)・(ホ))       - 44 <td a="" p<="" page="" rowspan="2" td="" to=""><td>- Come Tier1 資本不足額</td><td>14,458</td><td></td><td>2</td><td>7</td></td>	<td>- Come Tier1 資本不足額</td> <td>14,458</td> <td></td> <td>2</td> <td>7</td>	- Come Tier1 資本不足額	14,458		2	7
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ))		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	14,458		28	3
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳       31a         その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額       31b         その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額       32         特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額       -         その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額       1,828         適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -         うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額       -         うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額       -         うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額       -         がおりその地間にはいまりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額       514         クの他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       -         その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       -         第2の的に保有とている他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -         第2の他 Tier1 資本調達手段の額       -         第2の他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       -         うち、適格引当金不足額       -         うち、適格引当金不足額       -         うち、適格引当金不足額       -         うち、適野化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       -         16:2 資本不足額       -         うち、避免化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       -         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ) 16,801         イ2 本の他では1 資本に係る調整項目の額       -         その他では1 資本に係る調整項目の額       -         ・ 20       -         ・ 20       -         ・ 20       -	普通株式等 Tier1 資本			•		
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31a その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 - 32 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 - 33 適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目 - 33+35 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 - 33 うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 - 33 うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額 - 35 経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 514 つの額の合計額 - 514 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) 2,342 36 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 - 37 意図的に保有とている他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 38 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他を融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他を融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 39 その他を融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 39 をの他企会融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 39 をの他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 40 経過措置によりその他 Tier1 資本調達手段の額 - 40 を設計資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 40 をご書を機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 - 40 をご書を機関等のその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 - 40 をご書を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	645,249		29	9	
その他 Tier1 資本調達手段に係る頻株子約権の額       -       31b       32         その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額       -       32         特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額       -       34-35         適格旧 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額       1,828       34-35         適格旧 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額       -       33+35         うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額       -       33         うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額       -       35         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       (二) 2,342       36         その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       -       -       37         意図的に保有との他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       39         その他を融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       40         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       16,801       -       42         うち、適格引当金不足額       -       -       42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43      <	その他 Tier1 資本に係る基礎項目	1				
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32   特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 - 32   7   7   7   7   7   7   7   7   7	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a		
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b	00	
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32	30	
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -       33+35         うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額       -       35         経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額       514       514         うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額       514       514         その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(こ) 2,342       36         その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(こ) 2,342       36         その他Tier1 資本に係る調整項目の額(こ) 2,342       36         その他Tier1 資本に係る調整項目の額(こ) 2,342       36         その他を発行している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額(こ) 39       -       -       38         少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額(こ) 40       -       -       39         その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額(こ) 55、適格引当金不足額(うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(16,801)       16,801       16,801         うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(方) 55、適格引当金不足額(方) 55、適格引当金不足額(方) 56、調整項目の額(本) 56       -       42         その他Tier1 資本に係る調整項目の額(本) (本) 16,801       43         その他Tier1 資本の額((こ) - (ホ)) (へ) - 44       -       44         Tier1 資本       -       -       -         その他Tier1 資本の額((こ) - (ホ)) (へ) (へ) - 44       -       -       -	特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-				
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額       -       33+35         うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額       -       35         経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額       514       514         うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額       514       514         その他Tier1 資本に係る基礎項目の額       (二) 2,342       36         その他Tier1 資本に係る基礎項目の額       (二) 2,342       36         その他Tier1 資本に係る調整項目の額       -       37         意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額       -       38         少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額       -       39         その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額       -       40         経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       16,801       16,801         うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       69       16,732       5         うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       -       42         その他Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43         その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))       (へ) -       44         Tier1 資本       -       42         その他Tier1 資本の額((二) - (ホ))       (へ) -       -       44         Tier1 資本       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       - <td< td=""><td>その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額</td><td>1,828</td><td></td><td>34-</td><td>35</td></td<>	その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,828		34-	35	
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額       -       35         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額       514         うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額       514         その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       (二) 2,342       36         その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       (二) 2,342       36         その他 Tier1 資本に係る調整項目       -       37         意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       39         その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       40         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       16,801       16,801         うち、適格引当金不足額       -       42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801       43         その他 Tier1 資本の額((二) - (本))       (へ) -       44         Tier1 資本       (本) 16,801       43		-		33+	35	
	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33	3	
の額の合計額		-		3	5	
のの額       514         その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額       (二) 2,342       36         その他 Tier1 資本に係る調整項目       2,342       36         をの他 Tier1 資本に係る調整項目の額に対象を開業のである。       - 37       37         意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       - 38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       - 39         その他金融機関等のその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       - 40         「うち、適格引当金不足額       16,801         うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       69         Tier2 資本不足額       - 42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (本) 16,801         その他 Tier1 資本の額((二) - (本))       (へ) - 44         Tier1 資本         その他 Tier1 資本の額((二) - (本))       (へ) - 44		514				
その他 Tier1 資本に係る調整項目       - 37         自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額       - 38         意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       - 38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       - 39         その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       - 40         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       16,801         うち、適格引当金不足額       16,732         うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       69         Tier2 資本不足額       - 42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ) 16,801       43         その他 Tier1 資本の額((ニ)・(ホ))       (ヘ) - 44         Tier1 資本       (ヘ) - 44		514				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       37         意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       40         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       16,801       -       40         うち、適格引当金不足額       16,732       -       -       42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ)       16,801       43         その他 Tier1 資本の額((ニ)・(ホ))       (ヘ)       -       44         Tier1 資本の額((ニ)・(ホ))       (ヘ)       -       44         Tier1 資本の額((ニ)・(ホ))       (ヘ)       -       44	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	2,342		30	6	
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       38         少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       39         その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額       -       -       40         経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額       16,801       16,801         うち、適格引当金不足額       69       -       42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ) 16,801       43         その他 Tier1 資本       (ヘ) -       -       44         Tier1 資本	その他 Tier1 資本に係る調整項目			•		
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額-39その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額-40経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額16,801うち、適格引当金不足額16,732うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額69Tier2 資本不足額-42その他 Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 16,80143その他 Tier1 資本(ヘ) -44Tier1 資本	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	3	7	
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額- 40経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるもの の額の合計額16,801うち、適格引当金不足額16,732うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額69Tier2 資本不足額- 42その他 Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ) 16,801その他 Tier1 資本- 44Tier1 資本	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38	3	
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるもの の額の合計額 16,801 うち、適格引当金不足額 16,732 うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 69 Tier2 資本不足額 - 42 その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) 16,801 43 その他 Tier1 資本 をの他 Tier1 資本の額((ニ)・(ホ)) (へ) - 44 Tier1 資本	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39	9	
の額の合計額	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40	)	
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       69         Tier2 資本不足額       -       42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ) 16,801       43         その他 Tier1 資本       (ヘ) -       44         Tier1 資本       (ヘ) -       44		16,801				
Tier2 資本不足額       -       42         その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ) 16,801       43         その他 Tier1 資本       (ヘ) -       44         Tier1 資本       (ヘ) -       44	うち、適格引当金不足額	16,732				
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額       (ホ)       16,801       43         その他 Tier1 資本       (へ)       -       44         Tier1 資本	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	69				
その他 Tier1 資本       (へ)       -       44         Tier1 資本       (へ)       -       (へ)       -       44	Tier2 資本不足額	-		42	2	
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (へ) - 44 Tier1 資本	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	16,801		4:	3	
Tier1 資本	その他 Tier1 資本					
	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (へ)	-		44	4	
T: 1/9 + p.p. (/ II > / / / / / / / / / / / / / / / / /	Tier1 資本					
Tier1 資本の額 (( 八 ) + ( へ )) (ト) 645,249 45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	645,249		4:	5	
Tier2 資本に係る基礎項目	Tier2 資本に係る基礎項目					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 -	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-				
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 46	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		1		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額       -       46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		] 40	ט	
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 -	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-				

	T		T
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	404		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に 含まれる額	27,000		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	27,000		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発 行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	269		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	269		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	46,302		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるも のの額	46,302		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	73,976		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	16,732		
うち、適格引当金不足額	16,732		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	16,732		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	57,243		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	702,493		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,315		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライッに係るもの以外のもの。)に係る額	10,621		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)に係る額	2		
うち、前払年金費用に係る額	3,611		
うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額	79		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,999,884		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 (( ハ ) / ( ヲ ))	12.90		61
連結 Tier1 比率 (( ト ) / ( ヲ ))	12.90		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	14.05		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	64,495		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項 目不算入額	3,572		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)			74
に係る調整項目不算入額			

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額	269		76	
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	700		77	
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向け エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合 計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	1		78	
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	27,120		79	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82	
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額、当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83	
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	27,000		84	
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額、当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,000		85	

- (注)1.上記は、平成19年金融庁告示第15号に基づく開示事項です。
  - 2.「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼルに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】 (単位:百万円、%)

【単体】		(単位	1:百万円、%)
項目		経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	625,576		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	371,544		2
うち、自己株式の額()	7,581		1c
うち、社外流出予定額()	5,589		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	277		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	57,445	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入される ものの額の合計額	-		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	625,854		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	-	6,766	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以 外のものの額	-	6,766	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	-	-	10
繰延へッジ損益の額	-	1,681	11
適格引当金不足額	-	47,878	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	69	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され る額	-	-	14
前払年金費用の額	-	2,372	15
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	25	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に 該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するも のの額	-		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に 該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するも のの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	23,494		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	23,494		28

普通株式等 Tier1 資本					
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	602,360		29		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目	002,000				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		31a		
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	_		31b		
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	_		32 30		
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	_				
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目 の額に含まれる額	-		33+35		
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	514				
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	514				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	514		36		
その他 Tier1 資本に係る調整項目			·		
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37		
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38		
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	_	39		
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	_	40		
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるもの の額の合計額	24,008				
うち、適格引当金不足額	23,939				
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	69				
Tier2 資本不足額	-		42		
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	24,008		43		
その他 Tier1 資本					
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (へ)	-		44		
Tier1 資本					
Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	602,360		45		
Tier2 資本に係る基礎項目			<b>.</b>		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-				
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-				
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-				
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に 含まれる額	27,000		47+49		
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	3		50		
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	3		50a		
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b		
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	44,270				
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	44,270				
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	71,274		51		
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52		
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53		
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54		
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55		

		г		
経過 合計	措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の 額	23,939		
	うち、適格引当金不足額	23,939		
Tier	2資本に係る調整項目の額 (リ)	23,939		57
Tier	2 資本	1		
Tier	2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	47,334		58
総自	己資本	I		
総自	己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	649,695		59
リス	ク・アセット	1		
経過	措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,165		
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライッに係るもの以外のもの。)に係る額	10,474		
	うち、前払年金費用に係る額	3,611		
	うち、自己保有普通株式 ( 純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額	79		
リス	ク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,917,943		60
自己	資本比率			
普通	株式等 Tier1 比率 (( 八 ) / ( ヲ ))	12.24		61
Tier	1 比率 (( ト ) / ( ヲ ))	12.24		62
総自	己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.21		63
調整	項目に係る参考事項	1		
少数	出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	60,085		72
	他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項 算入額	1,818		73
	固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) る調整項目不算入額	-		74
繰延	税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier	2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般	貸倒引当金の額	3		76
一般	貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	287		77
エク	格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向け スポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合 を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
	引当金に係る Tier2 資本算入上限額	27,050		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
	旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
	旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
	旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	27,000		84
適格	旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,000		85
		l	/	

- (注)1.上記は、平成19年金融庁告示第15号に基づく開示事項です。
  - 2.「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。